

第72回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年9月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

埼玉県さいたま市中央区新都心3-2
THE MARK GRAND HOTEL 3階
SAKURA HALL

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

議決権行使 について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）午後6時

株式会社みのや

証券コード：386A

本株主総会では、お土産の配布及び
お飲み物のご提供はございません。

証券コード 386A

2026年9月9日

(電子提供措置の開始日 2026年9月3日)

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050番地2

株 式 会 社 み の や

代 表 取 締 役 社 長 正 木 宏 和

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.machioka.co.jp/ir/meeting.html>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「みのや」又は「コード」に当社証券コード「386A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年9月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3-2
THE MARK GRAND HOTEL 3階 SAKURA HALL
3. 目的事項
報告事項
第72期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使書についてのご案内）
書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年9月25日（金曜日）午前10時
(受付開始 午前9時30分)

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2026年9月24日（木曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 2026年9月24日（木曜日）午後6時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

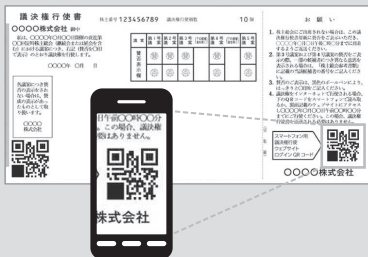
- (1) 行使期限は2026年9月24日（木曜日）午後6時までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

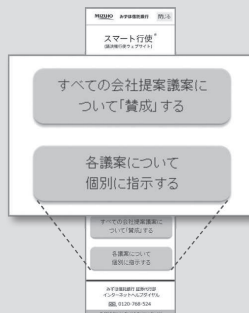
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



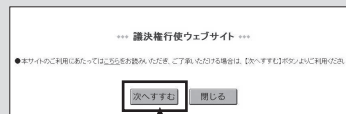
「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の方法（議決権行使コード・パスワードを入力する方法）にて、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記「議決権行使ウェブサイト」へ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

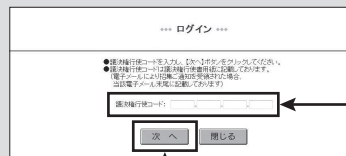
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

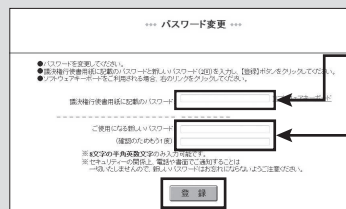
- ② 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- ③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(年末年始除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金24.66円
総額88,899,300円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年9月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名			当社における 現在の地位及び担当		
1	まさ き 正木	ひろ かず 宏和	再任	代表取締役社長 指名・報酬委員		
2	たか はし 高橋	ひろ あき 浩章	再任	常務取締役		
3	さ さ き 佐々木	やす ひろ 康宏	再任	取締役		
4	まさ き 正木	じゅん や 惇也	再任	取締役		
5	と な 戸名	あつし 厚	再任	社外	独立	取締役 指名・報酬委員長
6	もり 森	ち か こ 智佳子	再任	社外	独立	取締役 指名・報酬委員

候補者番号

1

所有する当社株式の数
1,946,000 株

まさ き

正木

ひろ かず

宏和

(1952年10月3日生)

再任

略歴、当社における現在の地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年 9月 当社入社 取締役
1980年 8月 専務取締役
1995年 8月 代表取締役社長
2010年 8月 代表取締役社長 商品部長
2014年 7月 代表取締役社長 商品部長兼情報システム部長
2015年 9月 代表取締役社長 商品部長
2016年 10月 代表取締役社長
2017年 9月 代表取締役社長 管理部長
2017年 9月 代表取締役社長（現任）
2018年 12月 株式会社おかしのまちおか 代表取締役社長

候補者番号

2

所有する当社株式の数
— 株

たか はし

高橋

ひろ あき

浩章

(1960年7月11日生)

再任

略歴、当社における現在の地位及び担当（重要な兼職の状況）

2007年 4月 株式会社ワークアウトワールド・ジャパン入社
2008年 11月 当社入社 店舗開発部長
2011年 4月 取締役 店舗開発部長
2014年 9月 常務取締役 店舗開発部長
2018年 12月 株式会社おかしのまちおか 取締役
2020年 10月 当社 常務取締役（現任）

候補者番号

3

所有する当社株式の数
— 株

さ さ き

佐々木

やす ひろ

康宏

(1963年1月2日生)

再任

略歴、当社における現在の地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 5月 株式会社明光ネットワークジャパン入社
2017年 9月 当社入社 管理部長
2017年 10月 取締役 管理部長
2018年 12月 株式会社おかしのまちおか 取締役
2020年 10月 当社 取締役（現任）

候補者番号

4

所有する当社株式の数
30,000 株

まさ き

正木

じゅんや

惇也

(1987年7月26日生)

再任

略歴、当社における現在の地位及び担当（重要な兼職の状況）

2013年 4月 カバヤ食品株式会社入社
2015年 10月 当社入社
2018年 7月 商品部次長
2018年 12月 株式会社おかしのまちおか 取締役
2019年 9月 当社 取締役（現任）

候補者番号

5

と な あつし

戸名 厚

(1952年11月3日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における現在の地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年 6月 日本食品化工株式会社 代表取締役社長執行役員

2014年 3月 カンロ株式会社 代表取締役社長執行役員

2016年 3月 同社 相談役

2017年 4月 当社 顧問

2017年 6月 社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

— 株

候補者番号

6

もり ち か こ

森 智佳子

(1982年1月30日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における現在の地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年 4月 株式会社アネシス入社

2010年 1月 有限責任監査法人トーマツ入所

2019年 4月 森智佳子公認会計士事務所開設

2019年 4月 有限会社MC&Assosiates 取締役

2020年 11月 株式会社COC設立 代表取締役

2021年 3月 株式会社DeepX 監査役

2023年 5月 クレジットエンジン・グループ株式会社（現クレジットエンジン株式会社）監査役（現任）

2023年 5月 LENDY債権回収株式会社監査役（現任）

2023年 9月 当社社外取締役（現任）

公認会計士（森智佳子公認会計士事務所）

クレジットエンジン株式会社監査役

LENDY債権回収株式会社監査役

所有する当社株式の数

— 株

- (注) 1. 戸名厚氏及び森智佳子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 取締役森智佳子氏の戸籍上の氏名は、丸山智佳子であります。
3. 戸名厚氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年3か月となります。
4. 森智佳子氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 戸名厚氏は、企業経営に係る豊富な経験と幅広い見識に基づく独立した立場からの客観的な経営判断を期待するとともに、業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけると判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 森智佳子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として会計、税務に係る専門的な知見を有しており、また他社における社外監査役を兼任していることから、幅広い見識による当社経営に対する助言、指導に十分な役割を果たしていただけると判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はございません。
8. 上記取締役候補者の所有する当社株式の数は、2026年6月30日現在のものです。
9. 代表取締役社長正木宏和氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社マサキコーポレーションが所有する株式数1,090,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。
10. 代表取締役社長正木宏和氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

11. 当社は、戸名厚氏及び森智佳子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。
13. 戸名厚氏及び森智佳子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

当社取締役候補者のスキル・マトリックス

氏 名	専門性及び経験						
	経営	マーケティング・営業	商品	店舗開発	財務・会計	法務・リスク管理	人事労務・人材開発
正木 宏和	○	○	○				
高橋 浩章		○		○			
佐々木 康宏					○	○	○
正木 惇也		○	○				
戸名 厚	○						○
森 智佳子					○		

以上

事業報告

(自 2025年 7 月 1 日
至 2026年 6 月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により個人消費が持ち直す等回復基調を見せた一方で、中東情勢の混乱による物価上昇リスクの警戒が広がる等、先行き不透明な状態が続いております。

小売業界におきましては、価格転嫁による収益の押し上げ効果が一部に見られるものの、それを上回る原材料価格やエネルギー価格、深刻な人手不足による人件費の高騰による利益の圧迫や消費者の購買意欲の減退などにより、厳しい経営環境にあります。

このような状況のもと、当社は効率的かつ収益性の高いビジネスモデルの確立と企業価値のさらなる向上を目的として、収益性を追求した出店精度の向上、内部管理体制の強化、及びコンプライアンスの推進について継続的に取り組んでおります。

店舗運営におきましては、定番商品の安定した確保を重視しつつ、スポット商品やSNS等で話題の商品等、新たな商品の仕入にも力を入れ、その時々トレンドに合わせた商品を含め幅広い品揃えを心がけております。さらに、お買い物をしていただきやすい売場作りを目的とし、一部店舗でリニューアルも実施いたしました。

販促活動におきましては、より多くのお客様にご来店いただけるよう、メーカーコラボ企画によるプレゼントキャンペーンをはじめ、新店オープン・リニューアルオープン情報の発信等を行いました。6月中旬には、おかしのまちおか限定商品を発売いたしました。

また、株主の皆様における日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への魅力を高め、より多くの株主の皆様により長期的に保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入いたしました。今後も事業の拡大を通じて、株主の皆様へ安定的かつ継続的な利益還元への拡充に努めてまいります。

当事業年度における当社の出退店は、新規出店16店舗（関東圏8店舗、中京圏3店舗、関西圏5店舗）、退店4店舗（すべて関東圏）であり、当事業年度末の店舗数は220店舗となりました。

なお、東京証券取引所スタンダード市場への株式上場に伴う一過性の費用として、上場関連費用22百万円が発生したことに加え、店舗資産の減損損失の計上で209百万円、防衛特別法人税の適用及び法定実効税率の変更等による法人税等合計326百万円等を計上したことにより利益に影響が出ております。

以上の結果、売上高は25,666百万円（前年同期比6.9%増加）、営業利益は673百万円（前年同期比0.8%減少）、経常利益は735百万円（前年同期比3.8%減少）、当期純利益は200百万円（前年同期比50.5%減少）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、535百万円（敷金及び保証金を含む）であります。その主なものは、事業用資産の取得、当事業年度における16店舗の新規出店、及び4店舗の改装工事に伴う投資等によるものであります。これらの設備投資資金は、主に新規上場に伴う新株発行による増資資金にて賄いました。

(3) 資金調達の状況

当社は、2025年7月18日の東京証券取引所スタンダード市場への株式上場に伴い、公募増資による500,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による105,000株の新株発行により、857,164千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く環境につきましては、雇用・所得環境の改善や円安に伴うインバウンド需要の継続等により、景気は緩やかな回復基調で推移する一方で、原材料の高騰による物価上昇が大きく影響し、一般消費者による購買意欲等に係る動向が依然として不透明であり、経営環境はますます厳しくなっております。

このような環境下において、当社は、今後も菓子専門店「おかしのまちおか」を関東圏、中京圏及び関西圏などの人口ボリュームの大きな地域へ積極的に出店してまいります。そして、各店舗がすべてのお客様に対し、選ぶ楽しさとお買い得な商品を提供することによって、お客様の日々の暮らしになくてはならない店舗になることを目指してまいります。そのために以下の施策を実践してまいります。

① 営業力の強化

「特別安」・「納得安」・「安心値」という販売指針を掲げ、お客様に対して価格と価値の両面から訴求しております。また、各店舗においては、店長やパート・アルバイトによる独自の発想で、毎日が楽しく、面白い売場づくりを行い、幅広いお客様に親しんでいただいております。

指針の追求

～ 安心・安全な商品をよりリーズナブルな価格にてお客様に提供し続けていく ～

a. 特別安

お客様にとって「特別なお店」となれるよう菓子専門店として品揃えと安さに挑戦します

b. 納得安

お客様に納得していただける商品と価格を追求し価値ある商品をご提供します

c. 安心値

お客様に安心して楽しんでいただくために価値ある商品をご提供します

② 出店の強化

2027年6月期は、新規出店を13店舗計画しており、それ以降も中長期的に年間10店舗のペースで出店を推進してまいります。特に駅前立地や商店街にある路面店では、夏場の天候不順や高気温による売上減少の傾向があるため、天候の影響に左右されず、安定した集客が見込めるショッピングセンターへの出店を強化しております。また、既存店のリニューアルにも取り組み、収益性の底上げを図ってまいります。

③ 職場環境の整備

店舗での会計時におけるキャッシュレス決済の導入や、各事業所による電子化を積極に行い、業務効率化やコスト削減に努めております。また、有給休暇の取得や育児休業制度を推進していくことにより、従業員の働きがいを追求し、満足度向上につなげてまいります。

④ コンプライアンス体制の構築

法令を遵守した適切かつ透明性のあるコンプライアンス経営を目的とし、リスク・コンプライアンス委員会の運営、内部通報窓口の設置、研修やアンケートによる啓蒙活動等を実施し、コンプライアンスの実効性のさらなる向上を図っていく方針であります。

⑤ ガバナンス体制の強化

取締役会については、多様性向上の観点から女性取締役を選任しており、役員のスキル・マトリックスの開示による専門性を活かしたガバナンス体制の構築に努めております。また、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役会からの諮問に基づいた審議を行い、取締役会に答申する運用を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	第 69 期 2023年 6 月期	第 70 期 2024年 6 月期	第 71 期 2025年 6 月期	第 72 期 (当事業年度) 2026年 6 月期
売 上 高	20,142,979	22,540,002	24,016,722	25,666,099
経 常 利 益	723,823	1,045,696	764,553	735,557
当 期 純 利 益	391,349	714,244	404,783	200,222
1 株当たり当期純利益	130円45銭	238円08銭	134円93銭	56円10銭
総 資 産	6,866,538	7,682,868	8,445,495	9,334,019
純 資 産	1,785,610	2,500,133	2,868,996	3,910,417
1 株当たり純資産額	595円20銭	833円38銭	956円33銭	1,084円72銭

- (注) 1. 当社は、2024年1月17日開催の取締役会決議により、2024年2月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第69期（2023年6月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社は、菓子小売事業を行っており、菓子専門店「おかしのまちおか」を関東圏に1都5県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県）に165店舗、中京圏の3県（静岡県、愛知県、岐阜県）に27店舗、関西圏の2府4県（三重県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県）に28店舗をチェーン展開しております。

(8) 主要な営業所及び事業所（2026年6月30日現在）

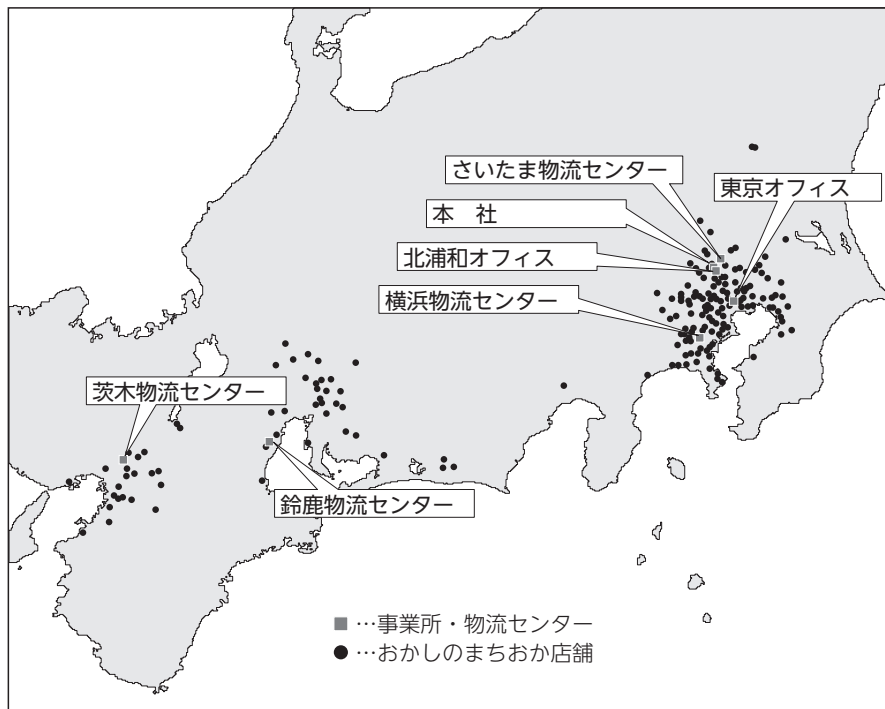
本社	埼玉県さいたま市中央区
東京オフィス	東京都千代田区
北浦和オフィス	埼玉県さいたま市浦和区
さいたま物流センター	埼玉県さいたま市見沼区
横浜物流センター	神奈川県横浜市旭区
鈴鹿物流センター	三重県鈴鹿市山辺町
茨木物流センター	大阪府茨木市蔵垣内

店舗

東京都
神奈川県
埼玉県
千葉県
愛知県
大阪府
三重県
岐阜県
静岡県
茨城県
奈良県
栃木県
兵庫県
滋賀県
京都府

吉祥寺店他
大船店他
所沢プロペ通り店他
イトーヨーカドー幕張店他
イオンモール大高店他
ららぽーと和泉店他
イオンモール東員店他
モレラ岐阜店他
イオンモール富士宮店他
イオンタウン守谷店他
イオンモール奈良登美ヶ丘店他
宇都宮パセオ店他
イオンモール神戸南店他
フォレオ大津一里山店他
イオンモール高の原店

65店舗
45店舗
28店舗
21店舗
18店舗
15店舗
5店舗
5店舗
4店舗
4店舗
3店舗
2店舗
2店舗
2店舗
1店舗



(9) 従業員の状況 (2026年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
181名	4名増	45.0歳	16年3か月

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には臨時従業員（パート・アルバイト及び契約社員）2,518名（前期末比157名増）は含んでおりません。

3. 当社は菓子小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(10) 主要な借入先 (2026年6月30日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	332,344千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	238,284千円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	216,656千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	204,908千円
株 式 会 社 足 利 銀 行	144,147千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	129,996千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 常 陽 銀 行	90,027千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	84,146千円
株 式 会 社 栃 木 銀 行	74,964千円
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	19,183千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,605,000株
- (3) 株主数 3,372名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社マサキコーポレーション	1,090,000株	30.24%
正木 宏和	856,000株	23.74%
おかしのまちおか従業員持株会	259,780株	7.21%
ウチダ ヒロコ	135,000株	3.74%
内田 陽子	123,300株	3.42%
正木 美恵	100,000株	2.77%
株式会社武蔵野銀行	50,000株	1.39%
野村信託銀行株式会社（投信口）	45,400株	1.26%
正木 惇也	30,000株	0.83%
正木 友梨	30,000株	0.83%
正木 理子	30,000株	0.83%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	正 木 宏 和	指名・報酬委員
常 務 取 締 役	高 橋 浩 章	
取 締 役	佐 々 木 康 宏	
取 締 役	正 木 惇 也	
取 締 役	戸 名 厚	
取 締 役	森 智 佳 子	指名・報酬委員長 指名・報酬委員 公認会計士（森智佳子公認会計士事務所） クレジットエンジン株式会社監査役 LENDY債権回収株式会社監査役
常 勤 監 査 役	田 島 高 志	響きパートナーズ株式会社取締役会長 株式会社リプロセル社外取締役 新生キャピタルパートナーズ株式会社社外取締役 株式会社カイオム・バイオサイエンス社外取締役 監査等委員
監 査 役	山 川 善 之	
監 査 役	岡 渕 貴 幸	
監 査 役	岡 渕 貴 幸	弁護士（月島・勝どき法律事務所） タグシクス・バイオ株式会社社外取締役 日本テクノエンジ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役戸名厚氏及び森智佳子氏は社外取締役であります。
2. 取締役森智佳子氏の戸籍上の氏名は、丸山智佳子であります。
3. 取締役戸名厚氏は、菓子業界における豊富な経営経験と幅広い見識を有するものであります。
4. 取締役森智佳子氏は、大手監査法人での勤務経験を有していることから、公認会計士として会計、税務に係る専門的な知見を有するものであります。
5. 監査役田島高志氏、山川善之氏及び岡渕貴幸氏は社外監査役であります。
6. 監査役田島高志氏は、大手金融機関での業務経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役山川善之氏は、企業経営に関する業務経験が長く、豊富な専門的知見を有するものであります。
8. 監査役岡渕貴幸氏は、弁護士としての専門的知識、幅広い見識を有しており、法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
9. 取締役戸名厚氏、森智佳子氏、並びに監査役田島高志氏、山川善之氏及び岡渕貴幸氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2024年9月27日開催の定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬額は2024年9月27日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長正木宏和に対し、当期の各取締役に対する報酬の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。なお、今後は社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経たうえで、報酬額を決定してまいります。

代表取締役社長が権限を行使するにあたっては、当社における一定の基準（役員規程）に従うものであり、適切に権限が行使されております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94,350 (8,700)	94,350 (8,700)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,300 (18,300)	18,300 (18,300)	—	—	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会における出席状況並びに発言状況
(社外取締役)

氏 名	出席状況 (出席率)	主な活動状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の内容
戸 名 厚	取締役会 14回中14回 (100%) 指名・報酬委員会 6回中 6回 (100%)	当事業年度開催の取締役会及び指名・報酬委員会に出席し、企業経営に係る豊富な経験と幅広い見識をもって適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、独立した立場からの客観的な経営判断を期待するとともに、業務執行の監督に十分な役割を果たしております。
森 智佳子	取締役会 14回中14回 (100%) 指名・報酬委員会 6回中 6回 (100%)	当事業年度開催の取締役会及び指名・報酬委員会に出席し、公認会計士及び税理士として会計、税務に係る専門的な知見を有しており、また他社における社外監査役を兼任していることから、幅広い見識による当社経営に対する助言、指導に十分な役割を果たしております。

(社外監査役)

氏 名	出席状況（出席率）	主な活動状況
田島 高志	取締役会 14回中14回（100%） 監査役会 16回中16回（100%）	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に出席し、大手金融機関における長年の勤務実績と管理職としての金融行政対応等の実務経験をもって経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
山川 善之	取締役会 14回中13回（92.9%） 監査役会 16回中15回（93.8%）	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に出席し、他社における社外取締役、社外監査役の経験、企業経営や財務会計の専門的な知見等をもって、当社の経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
岡渕 貴幸	取締役会 14回中14回（100%） 監査役会 16回中16回（100%）	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に出席し、弁護士としての幅広い見識、実務経験、法務・コンプライアンスに関する相当程度の専門知識に基づき、社外監査役として専門性を活かした助言・提言を適宜行っております。

③社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。

④法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応
該当事項はありません。

⑤事業報告記載事項に関する意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠などを確認のうえ検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役全員の同意による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2009年11月開催の取締役会において内部統制システム構築のための基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。基本方針は以下のとおりとなっております。

①取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

公正で透明性のある企業倫理に基づき、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれを遵守する。また、社内を横断的に統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス管理体制の構築及び維持向上を図る。内部監査室は、管理部と連携しコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題を調査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として、「内部通報規程」に基づく通報窓口を設置・運営する。法令及びコンプライアンスに関わる諸問題については顧問契約を結んでいる弁護士から、随時アドバイスを受けられる体制とする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を適切に保全・管理する。上記の情報の保存及び管理は、当該情報を取締役及び監査役が常時閲覧できる状態で行う。事務の所轄については、各々の規程に従うものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に従い、管理部管掌取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理部においてコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、統括的に管理する。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者を任命する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、各部門の業務とその権限を明確にし、取締役の職務の効率性確保に努める。取締役は、取締役会において決定した「中期経営計画」及び「年度予算」に基づき、効率的な業務遂行体制を構築する。代表取締役は、各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。定時取締役会は毎月1回開催、臨時取締役会は必要に応じて随時開催のうえ、各部門の目標達成状況の報告を行うとともに、重要事項の意思決定を機動的に行う。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室は、子会社及び各部門の内部統制の整備及び運用状況について内部監査を実施し、その結果を社長、管掌取締役、各部門責任者他に報告する。各部門責任者は、必要に応じて内部統制上の改善策を実施する。

「関係会社管理規程」に従い、同規程及び法令、会計原則、税法等に基づき、子会社の状況に応じ適切な管理、支援、指導を行う。また重要な事項については当社取締役会に報告するものとする。監査役は、内部監査室と連携して子会社の監査等当社グループ全体の監査を適切に行う。

⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務遂行にあたり補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議のうえ、内部監査室人員又は必要とする各部門人員を遅滞なく人選、配置する。監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。監査役職務補助者の当該業務に係る人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議のメンバーとして参加し、取締役から報告を受けるとともに意見を述べるができる。

また、取締役及び使用人は、下記事項を速やかに監査役に報告する。

- a. 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- b. 当社及びグループ会社の業績状況
- c. 内部監査室が実施した監査結果
- d. 法令定款その他に違反するおそれのある事項
- e. その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

⑧監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記 a. ～ e. の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。また、内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、当該通報者に対し、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と月 1 回程度、意見交換を行う。監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施

状況の聴取を行う。監査役会は、社長及び各取締役との意見交換やヒアリングにより、迅速な情報収集や適切な意思疎通を行い、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。内部監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を監査役に遅滞なく報告する。

⑩監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に関する体制

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の債務を処理するものとする。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度に適切に対応するため、財務報告にかかる内部統制システムの整備及び運用を行い、継続的な評価によって不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を及ぼし、健全な経済活動に障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、「反社会的勢力対策規程」の制定や契約書の見直し等社内体制の整備、社員教育やセミナー参加等を行い、反社会的勢力並びに同団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶することを事業活動の基本とする。

反社会的勢力による不当な要求に対しては、管理部総務課を対応統括部署として、警察、各都道府県の暴力団追放センター及び、弁護士、その他外部の専門機関との緊密な連携により、関係部門と協議のうえ、即時対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行について

「取締役会規程」やその他社内規程を制定・整備し、取締役会が法令並びに定款に則って運営されるよう執り行っております。当事業年度においても毎月開催される取締役会にて、議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、その場にて活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督を有効に行いました。

②監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度において監査役会を毎月開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役、業務執行取締役等との個別面談、会計監査人並びに内部監査室との定期的な情報交換等を実施しております。

これらのことから、取締役の職務執行に対する監査、内部統制システムの整備及び運用状況に対する監査は、有効に行われております。

③コンプライアンス・リスク管理について

当社は、組織又は個人的な法令違反行為等に関して、役職員等が相談又は通報できるよう、社内窓口の他に、公平性・中立性の担保を目的とし、株式会社エス・ピー・ネットワークを外部通報窓口として設置、運用しております。通報者の保護と問題の早期改善に努めており、その運用・通報・対応状況については定期的にリスク・コンプライアンス委員会にて報告を行っております。

また、同委員会にて年間のコンプライアンス推進計画を策定、実行し、取締役会に定期的に報告を行っております。この他、社員の具体的行動規範を定めた「コンプライアンス行動規範」を策定し、全従業員を対象に法令及び企業倫理の遵守について周知しております。

さらに、当社において発生しうる法令違反、事故、災害、品質、クレーム、情報システム等に係るリスクを可視化した「リスクマップ」を作成しており、同委員会にて協議・評価することにより、会社全体のリスクとして把握、共有することとしております。

④関連当事者との取引を行う場合の基本的な考え方及びその整備状況

a. 基本的な考え方

当社は、「関連当事者等管理規程」に基づき、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の合理性、取引条件の妥当性等を確認し、当該取引を適切に牽制することを目的としております。

また、開示対象となる取引がある場合は、事前に取り締役会の承認を得たうえで開示を行うこととしております。

b. 整備状況

当社は、新たに関連当事者に該当する者と取引を開始する場合は、取引の内容に必要性・合理性が認められ、かつ取引条件の妥当性が確保されているかを確認のうえ、取締役会の承認を得るものとしております。

また、関連当事者との取引を網羅的に把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関するアンケート並びに役員の親族調査を実施し、取締役会は当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、監視・監督する体制をとっております。

⑤反社会的勢力排除について

当社は、「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」に基づいた「反社会的勢力対策規程」を定め、責任ある健全な業務運営の遂行を確かなものにするため、暴力団対策法等を遵守し、暴力団をはじめとした反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進し、その実効性の確保に努めております。

また、当社では、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携を構築しており、必要に応じて組織的に対応いたします。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして考えており、企業体質の強化及び将来投資のための財源等を勘案したうえで、安定した配当を継続して実施することを基本方針としており、このたび株主優待制度についても導入いたしました。

当事業年度の剰余金の配当金につきましては、大変厳しい経営環境を踏まえつつも、株主の皆様のご支援にお応えするため、当初公表した配当予想を維持することとし、1株当たり24.66円の配当を実施することを予定しております。

また、次期の剰余金の配当につきましては、株主に対する利益還元のさらなる充実を目的として、期末配当金及び年間配当金は1株につき30円とさせていただきます。予定であります。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額 (2026年6月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	4,484,692
現金及び預金	1,681,561
売掛金	1,172,423
商品	1,284,229
貯蔵品	15,200
前払費用	106,549
その他	226,103
貸倒引当金	△1,374
固定資産	4,849,326
有形固定資産	1,890,371
建物（純額）	869,598
構築物（純額）	18,334
車両運搬具（純額）	2,187
工具、器具及び備品（純額）	134,765
土地	858,434
建設仮勘定	7,052
無形固定資産	14,824
ソフトウエア	14,218
その他	606
投資その他の資産	2,944,130
投資有価証券	196,392
出資金	1,031
破産更生債権等	1,900
長期前払費用	33,915
繰延税金資産	477,302
投資不動産（純額）	635,442
敷金及び保証金	1,599,996
貸倒引当金	△1,850
資産合計	9,334,019

(単位：千円)

科 目	金 額 (2026年6月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	3,643,294
買掛金	1,458,273
短期借入金	700,000
1年内返済予定の長期借入金	376,756
リース債務	12,645
未払金	481,860
未払費用	130,884
未払法人税等	310,854
預り金	51,022
前受収益	7,527
賞与引当金	31,667
資産除去債務	9,836
株主優待引当金	4,320
その他	67,645
固定負債	1,780,307
長期借入金	567,899
リース債務	17,247
退職給付引当金	320,372
資産除去債務	826,716
その他	48,071
負債合計	5,423,602
(純資産の部)	
株主資本	3,829,300
資本金	528,582
資本剰余金	498,582
資本準備金	478,582
その他資本剰余金	20,000
利益剰余金	2,802,136
利益準備金	4,095
その他利益剰余金	2,798,040
別途積立金	30,300
繰越利益剰余金	2,767,740
評価・換算差額等	81,116
その他有価証券評価差額金	81,116
純資産合計	3,910,417
負債及び純資産合計	9,334,019

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)
売上高	25,666,099
売上原価	15,995,184
売上総利益	9,670,914
販売費及び一般管理費	8,997,518
営業利益	673,396
営業外収益	137,539
受取利息	2,972
受取配当金	6,582
不動産賃貸料	89,014
貸倒引当金戻入額	600
その他	38,370
営業外費用	75,379
支払利息	17,658
上場関連費用	22,824
不動産賃貸原価	28,937
その他	5,959
経常利益	735,557
特別損失	209,031
減損損失	209,031
税引前当期純利益	526,525
法人税、住民税及び事業税	345,471
法人税等調整額	△19,167
当期純利益	200,222

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	100,000	50,000	20,000	70,000	4,095	30,300	2,597,518	2,631,914	2,801,914
当期変動額									
新株の発行	428,582	428,582	—	428,582	—	—	—	—	857,164
剰余金の 配当	—	—	—	—	—	—	△30,000	△30,000	△30,000
当期純利益	—	—	—	—	—	—	200,222	200,222	200,222
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額 合計	428,582	428,582	—	428,582	—	—	170,222	170,222	1,027,386
当期末残高	528,582	478,582	20,000	498,582	4,095	30,300	2,767,740	2,802,136	3,829,300

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	67,082	67,082	2,868,996
当期変動額			
新株の発行	—	—	857,164
剰余金の 配当	—	—	△30,000
当期純利益	—	—	200,222
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)	14,034	14,034	14,034
当期変動額 合計	14,034	14,034	1,041,420
当期末残高	81,116	81,116	3,910,417

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 商品

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

b. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	2～38年
構	築 物	10～15年
車 両	運 搬 具	2～5年
工具、器具及び備品		2～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）5年（社内における利用可能期間）

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生 of 翌事業年度に全額を費用計上しております。

④株主優待引当金

株主優待制度の支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、菓子小売事業における商品の販売によるものであり、これらの収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売によって付与した他社ポイント負担金については、顧客から受け取る対価の総額から差し引いて収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

店舗固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	1,890,371 千円
無形固定資産	14,824 千円
投資その他の資産	669,358 千円
計	2,574,553 千円
減損損失	209,031 千円

うち、店舗資産

	当事業年度
有形固定資産	621,286 千円
無形固定資産	—
投資その他の資産	30,334 千円
計	651,621 千円
減損損失	209,031 千円

(注) 当社は菓子小売事業の単一セグメントであります。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗及び遊休資産で時価が下落している資産について、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判断した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

事業用資産の回収可能価額は正味売却可能価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却可能価額は、売却や他への転用が困難なため零として評価しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを9.7%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や商品の仕入価格の変動を含む外部環境の変化及び店舗機能の強化等を踏まえた店舗の将来計画を基礎としております。

この店舗の将来計画は将来売上成長率や売上総利益率を主要な仮定としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積り及び見積りに使用した仮定が将来の不確実な変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、追加の減損損失が発生する可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,614,912 千円
投資不動産の減価償却累計額	98,542 千円

(2) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	284,482 千円
構築物	18,334 千円
土地	858,064 千円
投資不動産	596,710 千円
現金及び預金	10,000 千円
計	1,767,590 千円

②担保付債務

買掛金	71,331 千円
短期借入金	420,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	201,672 千円
長期借入金	263,864 千円
計	956,867 千円

(3) 当座貸越

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,550,000 千円
借入実行残高	700,000 千円
差引額	1,850,000 千円

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
愛知県 3 店舗	店舗	店舗設備等	63,286 千円
東京都 3 店舗	店舗	店舗設備等	48,746 千円
埼玉県 2 店舗	店舗	店舗設備等	25,062 千円
大阪府 2 店舗	店舗	店舗設備等	20,896 千円
静岡県 2 店舗	店舗	店舗設備等	17,488 千円
神奈川県 1 店舗	店舗	店舗設備等	14,745 千円
千葉県 2 店舗	店舗	店舗設備等	14,452 千円
茨城県 1 店舗	店舗	店舗設備等	4,236 千円
岐阜県 1 店舗	店舗	店舗設備等	117 千円
計			209,031 千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングをしております。

事業用資産につきましては、競合他社との競争等の結果、営業損益の悪化が見込まれる店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(209,031千円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物185,493千円、工具、器具及び備品22,473千円、長期前払費用1,064千円であります。

なお、当該事業用資産の回収可能価額は正味売却可能価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却可能価額は、売却や他への転用が困難なため零として評価しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを9.7%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 3,605,000 株 |
|------|-------------|
- (2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- | | | |
|----------|------------|----------|
| 決議 | 2025年9月26日 | 定時株主総会 |
| 株式の種類 | | 普通株式 |
| 配当金の総額 | | 30,000千円 |
| 1株当たり配当額 | | 10円00銭 |
| 基準日 | 2025年6月30日 | |
| 効力発生日 | 2025年9月29日 | |
- (3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
- 2026年9月25日開催予定の定時株主総会に次のとおり付議しております。
- | | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 88,899千円 |
| 配当金の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 24円66銭 |
| 基準日 | 2026年6月30日 |
| 効力発生日 | 2026年9月28日 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、一時的に余資が発生した時には、その運用については短期で安全性の高い預金等に限定しております。また、短期的な運転資金については銀行借入により調達しており、新規店舗及び既存店舗リニューアルなど設備投資に必要な資金については銀行借入及び増資資金により充当しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に当社SC店の運営母体である契約先（デベロッパ）に対するものであり、信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、店舗不動産の賃借及び仕入取引に伴い差し入れたものであり、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、商品の仕入先に対するものであり、未払金は、経費等の支払先に対するものであり、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金の主な使途は運転資金並びに設備投資資金であり、その一部については支払金利の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金の一部は、当社所有の不動産に入居するテナントから預託されたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の売掛金の管理対象はSCがそのほとんどを占めており、売掛金の回収確認を毎月定期的に実施することにより、SC自体の財政状況も同時に確認しております。

また、敷金及び保証金につきましては、主に路面店の賃貸借契約取引先の貸主に対する主管部署による定期的なモニタリング及び社内会議等によるタイムリーな情報共有をすることによって、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

b. 市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、四半期毎に時価を把握し、発行体(取引先企業)の財務状態の変動等を注視しておりますが、状況に応じ保有に伴う便益やリスク等を検証し、保有適否の検討、判断が必要であると認識しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、借入金、未払金につきましては、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、会計情報及び各部署からの報告に基づき月次の資金計画表を作成し、さらに日次・週次ベースで最新情報を入手のうえ、調達計画を随時見直しすることによって、流動性のリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	196,392	196,392	—
(2) 敷金及び保証金	1,599,996	1,545,956	△54,040
資産計	1,796,388	1,742,348	△54,040
(1) 長期借入金 ※ 1	944,655	944,652	△2
負債計	944,655	944,652	△2

※ 1 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	196,392	—	—	196,392
資産計	196,392	—	—	196,392

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,545,956	—	1,545,956
資産計	—	1,545,956	—	1,545,956
長期借入金	—	944,652	—	944,652
負債計	—	944,652	—	944,652

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった回収予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都及び埼玉県、神奈川県内において、賃貸用のオフィスビル、倉庫（土地を含む。）等を有しております。

当事業年度（2026年6月期）における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は60,077千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額	期首残高	635,003千円
	期中増減額	439千円
	期末残高	635,442千円
期末時価		726,613千円

- （注） 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度（2026年6月期）の期中増減額の主な増加の内容は事業用資産から賃貸等不動産への振替（2,110千円）であり、主な減少の内容は減価償却費の計上（2,212千円）によるものであります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（時点修正したものを含む）又は、固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,586 千円
その他の未払税金	8,142 千円
外形標準課税	27,409 千円
棚卸評価差額	52,637 千円
賞与引当金	9,981 千円
退職給付引当金	100,981 千円
減損損失	84,287 千円
資産除去債務	265,743 千円
その他	8,316 千円
繰延税金資産小計	560,085 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,735 千円
評価性引当額小計	△1,735 千円
繰延税金資産合計	558,350 千円
繰延税金負債	
未収還付事業税	△6,686 千円
その他有価証券評価差額金	△37,336 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△37,024 千円
繰延税金負債合計	△81,047 千円
繰延税金資産純額	477,302 千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

a. 有形固定資産

主として、POSレジデータ管理における集配信サーバー及び販売管理システムのサーバー(工具、器具及び備品)であります。

b. 無形固定資産

主として、POSレジデータ管理における集配信ソフト及び販売管理システムのソフト(ソフトウェア)であります。

②リース資産の減価償却の方法

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。当社は菓子小売事業の単一セグメントであり、売上高の90%以上を店舗売上高が占めていることから、店舗所在地の都府県別に分解しております。

区分	地域別	店舗所在地	売上高 (千円)	構成比 (%)
		東京都	8,490,359	33.1
		神奈川県	4,887,549	19.0
		埼玉県	3,451,044	13.5
		千葉県	2,526,501	9.8
		茨城県	449,641	1.8
		栃木県	210,041	0.8
	関東圏 合計		20,015,137	78.0
		愛知県	2,000,448	7.8
		岐阜県	436,600	1.7
		静岡県	347,306	1.3
	中京圏 合計		2,784,355	10.8
		大阪府	1,504,064	5.9
		三重県	539,866	2.1
		奈良県	280,602	1.1
		兵庫県	239,920	0.9
		滋賀県	211,438	0.8
		京都府	90,380	0.4
	関西圏 合計		2,866,273	11.2
	店舗売上高 合計		25,665,766	100.0
		その他	332	0.0
	その他売上高 合計		332	0.0
	顧客との契約から生じる収益		25,666,099	100.0
	その他の収益		—	—
	外部顧客への売上高		25,666,099	100.0

(注) その他売上高は、物流倉庫等における売上高であります。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約残高

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,003,647千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,172,423千円

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,084円72銭
 (2) 1株当たり当期純利益 56円10銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月19日

株式会社みのや
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 寶野裕昭
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 市川典史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みのやの2025年7月1日から2026年6月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月20日

株式会社みのや 監査役会

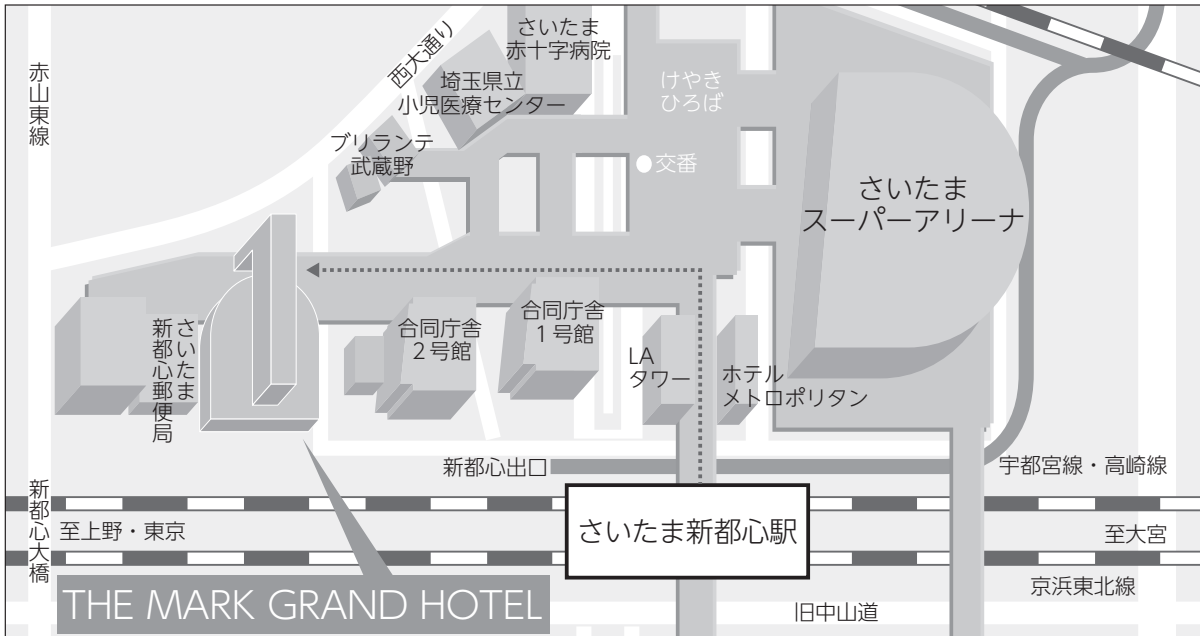
常勤監査役（社外監査役）	田島 高志	㊟
監 査 役（社外監査役）	山川 善之	㊟
監 査 役（社外監査役）	岡渕 貴幸	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県さいたま市中央区新都心 3－2
THE MARK GRAND HOTEL 3階
SAKURA HALL

TEL 048-601-1111（代表）



< 交通 >

JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線　さいたま新都心駅　徒歩 8 分